

ご案内

4月2日から始まります

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧

2012年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を4月2日から実施します。

縦覧制度とは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、固定資産税評価額(税額の記載無し)が記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿を納税者の縦覧に供するものです。

課税台帳の閲覧とは、納税義務者の方が固定資産税課税台帳のうち、自己の資産に対する課税内容を具体的に確認するものです。

縦覧・閲覧ができる方
①納税者、その同居の親族及び納税管理入

②代理人(納税者の方が自署、捺印(法人の場合は代表者印を押印)した委任状または代理人選任届をお持ちの方)

必要書類
○本人確認書類
書類の種類に応じ、次に示す1点または2点の書類をお持ち下さい。

①官公署が発行した写真付きの書類
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付き)等1点

②右記①の書類がない場合は、次の書類
※組み合わせは、(イ)で2点、または、(イ)と(ロ)で各1点ずつです。

縦覧期間 4月2日からの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
縦覧期間 4月2日からの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

※組み合わせは、(イ)で2点、または、(イ)と(ロ)で各1点ずつです。
(イ)官公署が発行した写真無し(健康保険証、年金手帳及び証書、写真の無い住民基本台帳カード、納税通知書等)

(ロ)その他(写真付きの法人が発行した身分証明書等)
縦覧期間 4月2日～5月31日の午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧期間 4月2日からの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
場市役所森野分庁舎4階第二会議室

縦覧や閲覧等の結果、自己の土地、家屋、償却資産に対する固定資産税評価額に不服がある納税者の方は、4月2日以降、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

縦覧を廃止します
2005年1月1日までの土地家屋の所有者等の登記情報の変遷を記載した、土地台帳及び家屋台帳の閲覧を、6月30日をもって廃止します。

土地台帳・家屋台帳
2012年度課税台帳に限る)は無料です。
※縦覧と閲覧(縦覧期間内の2012年度課税台帳に限る)は無料です。

納税義務者以外の方への課税台帳閲覧制度
土地や家屋に対し、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利(対価が支払われているものに限る)及び固定資産の処分をする権利を有する方は、権利の対象となる資産について課税台帳が次の日程で閲覧できます。

本人確認ができる書類等と、権利を有する資産を特定するための書類(賃貸借契約書、賃借権の権利人が記載されている登記簿謄本等)をお持ちのうえおいで下さい。

縦覧期間 4月2日からの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
場市役所森野分庁舎4階第二会議室

縦覧期間 4月2日からの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
場市役所森野分庁舎4階第二会議室

縦覧期間 4月2日からの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
場市役所森野分庁舎4階第二会議室

縦覧期間 4月2日からの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
場市役所森野分庁舎4階第二会議室

町田市地域子ども教室 助成事業説明会
放課後や学校休業日に、公共施設等を活用して子どもが安全・安心に遊べる居場所事業を実施する予定の団体に助成を行っています。今回、その説明会を行います。

新庁舎建設課の事務室が移転します
4月9日から、新庁舎建設課の事務室が、現在建設中の新庁舎内にある仮事務室(町田市民ホール隣)に移転します。

移転後の連絡先
町田市建設課 709-0593 FAX 709-0613

利用者募集します
プロの農家の指導で、野菜作りを楽しみませんか。
※自家用車を使わずに農園まで来ることができません。

農業体験農園
町田市河原農園(本町田2134)
※応募多数の場合は抽選になります。

町田市自然休暇村(長野県川上村)
10月分の利用 4月1日から受付開始
電話受付です ☎0120・55・2838

後期高齢者医療保険料が変わりました

後期高齢者医療制度の保険料は、後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直ししています。2012年度は見直しの年になっており、今回、均等割、所得割、年間保険料限度額が図1のとおり改定されました。

医療費の増加や後期高齢者医療費の負担の軽減
図1 2012・2013年度の保険料率
図2 医療費の負担の内訳

均等割額
被保険者1人当たり4万100円(3万7800円)

所得割額
賦課のもととなる所得金額×8.19%(7.18%)

年間保険料
上限額55万円(50万円)

医療費の総額
保険でまかなう医療給付費
一部負担金(10.51%)
後期高齢者支援金(若年世代負担分)(39.49%)
公費(国:都:市区町村=4:1:1)(50%)

医療機関窓口支払い分(1割もしくは3割)
皆さんに納めていただく保険料(後期高齢者負担率)

後期高齢者医療制度の保険料は、後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直ししています。2012年度は見直しの年になっており、今回、均等割、所得割、年間保険料限度額が図1のとおり改定されました。

後期高齢者医療制度の保険料は、後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直ししています。2012年度は見直しの年になっており、今回、均等割、所得割、年間保険料限度額が図1のとおり改定されました。

後期高齢者医療制度の保険料は、後期高齢者医療広域連合が2年ごとに見直ししています。2012年度は見直しの年になっており、今回、均等割、所得割、年間保険料限度額が図1のとおり改定されました。

均等割額の軽減
所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます(表1)。

所得割額の軽減
公的年金の一般的な収入が211万円(賦課のもととなる所得金額が58万円)までの所得階層の方を対象に、保険料の所得割額が表2のとおり軽減されます。

被扶養者だった方の特例
後期高齢者医療制度の加入直前まで会社の健康保険等(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、所得割額が無料となり、均等割額は9割軽減された額のみとなります。

保険料の算出
東京都の保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が55万円に設定されています(図1)。

保険料の軽減
所得に応じて保険料が軽減されます(図1)。

均等割額の軽減の概要
同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計が下記に該当する世帯

所得割額の軽減の概要
賦課のもととなる所得金額

町田市自然休暇村(長野県川上村)
10月分の利用 4月1日から受付開始
電話受付です ☎0120・55・2838

春の全国交通安全運動が始まります

フェアプレイで交通安全!

町田市交通安全課 ☎724・1136